

新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について（お願い）

（令和2年11月5日現在）

保護者の皆様には、日頃より児童クラブにおける感染症対策と児童の預かりの両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も懸念されることから、以下の点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 児童クラブの休所について

- 児童クラブの所在する校区の小学校において感染者が発生し、児童の自宅待機・健康観察のため、学校が臨時休校となった場合は、当該小学校区内の児童クラブにおいても、学校の休校期間中、臨時休所します。
- 児童クラブの職員・利用児童がPCR検査で陽性となった場合は、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間（概ね1～3日間）臨時休所します。

2. 利用児童・保護者の感染等による登所停止・自粛について

区分	対応	
利用児童がPCR検査で陽性となった場合 利用児童が濃厚接触者となった場合	登所停止	保健所が指示する期間
利用児童の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	登所自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
保護者の勤務先が感染症予防の観点から休業となった場合	登所自粛	休業期間中

※上記に該当し、欠席した場合の保護者負担金は、日割り計算により減額します。

※児童やご家族について、「感染が確認された」あるいは、「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブに連絡いただきますようお願いいたします。

3. 児童クラブへの登所の際の健康管理について

利用児童及びご家族に発熱等の症状がある場合には、登所はしないで、家庭で様子を見てください。

なお、発熱の判断をする場合には平熱に個人差があることに留意してください。

4. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。